

ケフィア事業振興会
元代表取締役鏑木秀彌外8名らの逮捕に関する声明

2020年2月18日

東京都千代田区麹町4丁目7番地
麹町パークサイドビル3階
リンク総合法律事務所
電 話 03-3515-6681
FAX 03-3515-6682
<http://kefir-higaibengo.com/>
ケフィアグループ被害対策弁護士
団 長 弁護士 紀 藤 正 樹

本日、警視庁生活経済課は、ケフィアグループの中核会社である株式会社ケフィア事業振興会の元代表取締役鏑木秀彌外8名を出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（出資法）違反の容疑で逮捕しました。

当弁護士団は、2018年7月の結成以来、被害者の救済のために、ケフィアグループに対する民事、刑事の責任等の追及に向けて活動してきました。この度の逮捕は、被害者の救済に資するものとして、捜査機関のご尽力に敬意を表したいと思います。

ケフィア事業振興会を中核とする60数社からなるケフィアグループは、直接の電話勧誘によるのではなく、通信販売の顧客らを対象として、そこで培った信頼を利用して勧誘を行い、預託法の脱法的手段で、支払った金額に加えて利息が支払われる旨を誤信させ続けてきた結果、被害者は3万人を超え、被害総額1000億円を超える極めて大規模な被害を生じさせました。まさに、所謂現物まがい商法類似の極めて悪質な消費者被害事件です。そして、この度逮捕された鏑木秀彌外8名は、このケフィアグループによる消費者被害事件に中心的に関わったことが疑われている被疑者たちです。

これまでの破産管財人の調査で明らかになったところによれば、ケフィアグループが集めた資金は、他の会員に対する利息の支払いのほか、会員に送付するダイレクトメールやオーナー特典等の販促費等の新たな被害を生み出すための費用として用いられ、正当な商取引上の利益を生み出す経済活動はほとんど見当たりません。ケフィア事業振興会を通じて集められた資金は、他の関連会社等へ還流されるなどしており、実際に活動していたかどうか疑わしい会社も多数含まれています。

ケフィアグループは、既に株式会社ケフィア事業振興会を含むグループ会社28社及び代表者ら2名が破産していますが、破産事件での配当は1%程度しか見込まれていません。被害はあまりにも甚大で深刻です。被害者から集めた資金がどこに消えてしまったのか、この疑問に答え、被害者の救済を進めるためには、違法収益を吐き出させるための実態の解明が欠かせません。

捜査機関には、被害者救済のために、ケフィアグループによる違法行為の実態解明を進めていただき、出資法違反だけでなく、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反（組織的詐欺）で立件し、ケフィアグループに加担した個人及び法人の責任を明らかにするよう求めるとともに、違法収益の資金の流れの中で新たなに犯罪にあたるものがあれば、鋭意摘発していただき、ケフィアグループの被害実態に応じた捜査及び厳正な処罰に向けて努力していただくことを引き続き期待します。

弁護団としても、捜査機関及び関係各所に協力し、3万人にも及ぶ被害者の救済にさらにいっそう努めていく所存です。

以上